

放課後児童健全育成事業所 運営主体各位

こども青少年局放課後児童育成課長

放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還について（通知）

日頃から、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月8日から令和2年6月14日の間において本市の要請等により放課後児童育成事業所（以下、「クラブ」という。）の利用を自粛した利用者に対する利用料返還費用について、本市が補助する制度を創設しましたので、当該補助制度の内容及び手続き等についてお知らせします。

また、補助制度の創設にあたっては「横浜市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付要綱」を制定するとともに、手続き等を「利用料返還補助金助金の手続きについて」にまとめましたので、お知らせいたします。

利用者への利用料返還にあたっては、お手数をおかけいたしますが、早期の返還にご理解・ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

1 利用料返還の概要

(1) 対象経費

横浜市からの要請等に基づき利用の自粛を行った利用者へ返還した利用料（実費相当負担分除く）

(2) 補助基準額

上限 日額 500 円（1 人あたり）

(3) 利用料返還の対象期間

令和2年4月8日から6月14日*

※終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

(4) 返還額の計算方法

日額保育料（上限 500 円）× 利用しなかった日数 = 補助額（返還額）

(5) 留意事項

本市から自粛を要請していない4月1日から7日までは、利用料返還の対象とはなりません。

2 事務手続き

補助金の事務手続きについては、次のとおりに行います。補助金申請等の手続きの詳細については、「利用料返還補助金の手続きについて」にまとめ、後述の本市のホームページに掲載していますので、確認のうえ、手続きをしてください。

(1) 補助金交付申請

補助金交付申請は、提出期限を2回に分けて設定します。

第1期の提出期限：令和2年6月5日（金）【消印有効】

第2期の提出期限：令和2年6月19日（金）【消印有効】

各回の締切日までに提出された申請書を審査のうえ、下記（6）のスケジュールを目安に交付決定や概算金額の支払いを行います。

(2) 請求書の提出

請求書については、事務を迅速に行うため、補助金交付申請書と同時に提出をしてください。

本市で補助金交付申請書を受理して内容を審査し、補助金交付決定をした時点で、提出された請求書を有効なものとして受理し、支払い手続きを行います。

(3) 概算額の支払い

利用を控えた利用者に対して、速やかに利用料の返還を行っていただくため、利用料返還の補助金を運営法人に概算額で支払います。

(4) 利用料の返還方法

対象の利用者に利用料の返還を行ってください。

また、毎月の利用料の徴収の際に、利用料の徴収と返還での相殺が可能な場合で、運営法人の状況により対応が可能な場合は、本市からの補助金の交付を待たずに、利用料返還の対応を進めてください。

(5) 実績報告

利用料金の返還後が完了した後、本市に補助金の実績報告をしていただきます。

実績報告後、概算でお支払いした補助金であるため、補助金の戻入をしていただきます。

実績報告については、後日、改めて詳細をお知らせします。

(6) 実施スケジュール

	第1期	第2期
補助金交付申請締切	6月5日(金)【消印有効】	6月19日(金)【消印有効】
交付決定	6月15日頃	7月3日頃
概算額の支払い	6月30日頃	7月17日頃
実績報告	8月下旬頃からを予定	

(7) 書類の送付について

本補助金の交付申請は、郵送で受付を行いますので、下記の受付先に書類を送付してください。

申請書の受付先

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市 こども青少年局 放課後児童育成課 利用料返還補助事業担当

3 補助金の事務手続きに必要な様式について

当課(事業者向けページ)ホームページに補助金交付要綱や申請等の事務手続きに必要な様式を掲載します。各運営主体でダウンロードして、使用してください。

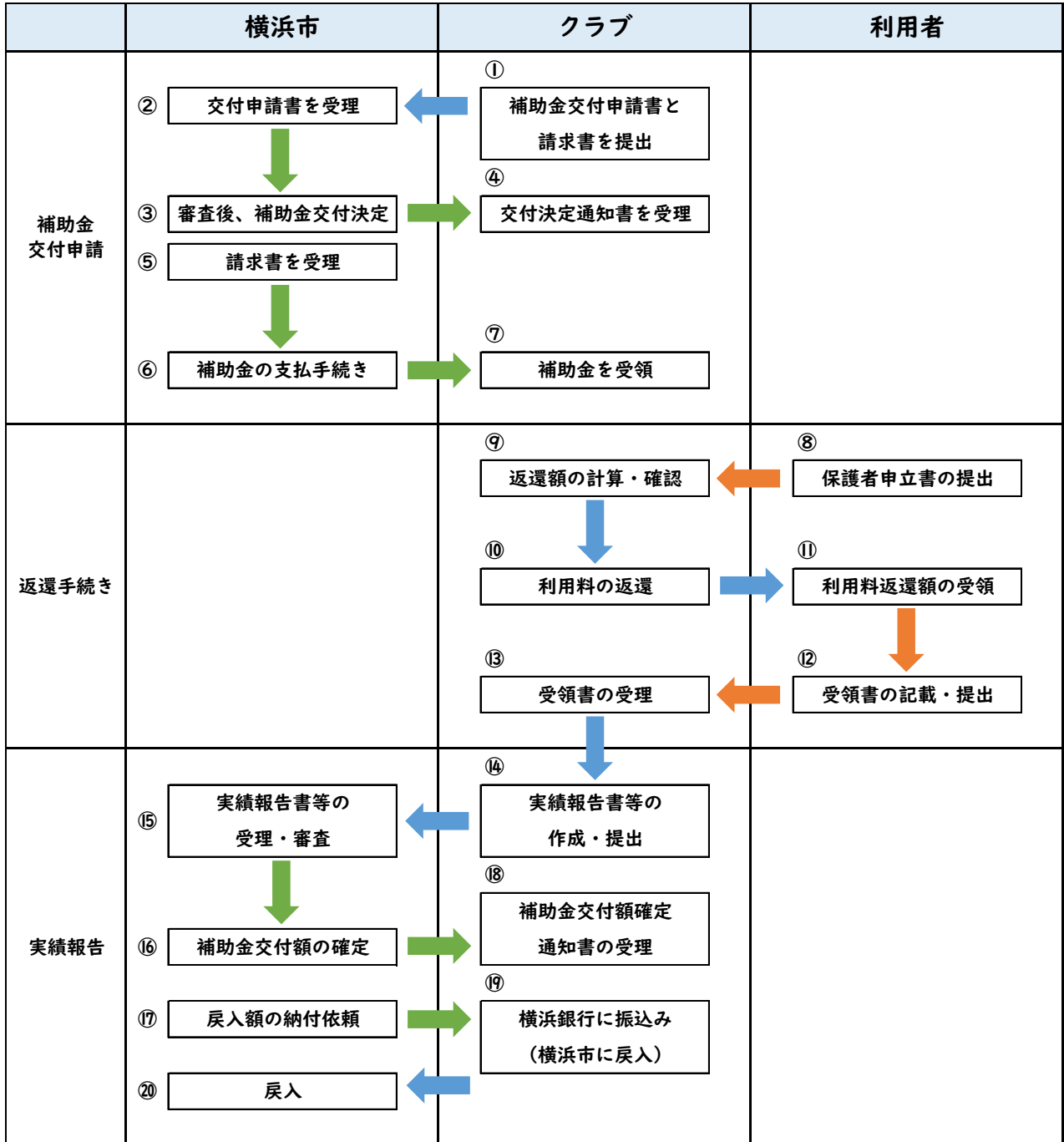
また、補助金申請等の手続きの詳細について、「利用料返還補助金の手続きについて」にまとめ、ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還について URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/hennkannho.jyo.html>

【本市トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 子育て > 放課後児童育成事業 > 新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用料返還補助金について(放課後児童健全育成事業所用)】

【利用料返還の流れ】



4 返還額に関するお問い合わせについて

各利用者への具体的な返還額は、各クラブにおいて決定するため、利用者からの当課への直接のお問い合わせはお控えいただくようご協力お願いいたします。なお、保護者あてのお知らせ文を添付しますので、必要に応じ、ご活用ください。

<添付資料>

別紙1 保護者へのお知らせ文

【担当】

横浜市子ども青少年局放課後児童育成課
 利用料返還補助事業担当 電話：671-4446

令和2年6月1日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

放課後児童クラブの利用自粛に伴う利用料の返還について

日頃から、放課後児童クラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

学校の一斉臨時休業期間中や緊急事態発令期間中については、感染症対策や利用の自粛等に、ご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

政府による緊急事態宣言の発令を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止のため、本市から、4月8日～6月14日の間については、クラブを利用せずに、家庭で過ごすことが可能な場合においては、利用を控えるようお願いしました。

本市からのお知らせによって、4月8日～6月14日の間、クラブの利用を控えていただいた方の利用料相当額については、次のとおり、各クラブに助成します。

(1) 利用料返還の対象期間

令和2年4月8日から6月14日（日・祝日は除く）

(2) 返還額の計算方法

日額保育料^{※1}×利用しなかった日数^{※2}= 補助額（返還額）

※1 【日額保育料】

補助対象期間（4月8日～6月14日）の各月ごとに、以下のとおり算定します。

①「月額保育料（実費分除く）」÷②利用予定日数=③日額保育料（上限500円）

▶「①月額保育料」は、新型コロナウイルス感染症等の影響は考慮せず、通常どおり利用する場合の金額となります。なお、各種減免を適用している場合は、減免後の金額となります。

▶「②利用予定日数」は、入会・継続利用申込み時等に決めた利用予定日となります。

※2 【利用自粛等により利用しなかった日数】

「②利用予定日数」のうち、利用しなかった日数です。

(3) 利用料の返還方法

対象となる保護者の皆様に利用料を返還するための費用を、本市からクラブの運営主体に補助金としてお支払いします。クラブの運営主体から、対象期間中にクラブの利用を控えた際の利用料の返還を受けてください。

また、利用料の返還手続きや日額保育料に関するお問い合わせについては、直接利用するクラブへお問い合わせください。

(4) 留意事項

4月1日から7日までは、利用料返還の対象とはなりません。

担当 こども青少年局放課後児童育成課
TEL 671-4446